

参 考 资 料

1 県税の税率等の推移

(1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30		
		25	26								
道 府 県 民 税	個人	個人	個人					(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%			
				法人	法人					(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
						利子割					
	事業 税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円		
			税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%			
		人	その他					特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。			
		法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%		
	人		その他		申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。		
	県 税	不動産取得税							(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	
		道府県 たばこ税 〔道府県たば こ消費税〕							(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%) (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円 (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・ 所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・ 収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9% 【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
<p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を500円引上げ (平成26年度～平成35年度)</p>	<p>ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)</p>	<p>○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の1/2に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用)</p>
<p>法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)</p>	<p>○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設</p>
	<p>○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)</p>	
<p>○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下… 2.2% 年800万円以下… 3.2% 年800万円超及び清算所得… 4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下… 3.4% 年800万円以下… 5.1% 年800万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年400万円以下… 3.4% 年400万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に還元)</p>	<p>○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用) ○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を65%に制限 (中小法人等を除く) (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年400万円以下 0.3% 年800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を60%に制限 (中小法人等を除く) (平成28年4月1日以後開始事業年度から適用)</p>
<p>○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万控除)の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日)</p>	<p>○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成30年3月31日)</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成30年3月31日)</p>
		<p>3級品1,000本につき481円 (4月1日以降)</p>

29	30	
	指定都市への税源移譲により、所得割税率変更 道府県民税…2% 市民税…8% (平成30年度以後の個人住民税から適用)	個 県
		法 県
		利 子 割
		個 事
		法 事
	○ガス供給業を行うもののうちガス中 小事業者について所得課税とした。 (平成30年4月1日以降開始事業年 度から適用) ○事業税の確定申告書、中間申告書及 び修正申告書への自署押印の廃止 (平成30年4月1日以後提出される ものから適用)	
○買取再販に係る減額措置適用期限 を2年延長(～平成31年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係 る課税標準の特例及び土地に係る減 額措置の適用期限を2年延長 (～平成31年3月31日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (～平成33年3月31日までの取得) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成33年3 月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置 の適用期限を2年延長 (～平成32年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の 特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成32年3月31日)	不 動 産
3級品1,000本につき551円 (4月1日以降)	3級品1,000本につき656円 (4月1日以降) 3級品以外1,000本につき930円 (10月1日以降)	た ば こ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
税目							
道府県	道	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100% ゴルフ場利用税 〔1. 平成元年度名称変更(旧娯楽施設利用税) 2. 地方税としての入場税を含む。〕		(入場税) 税率を従来の1/2に引き下げた。		入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)の税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
	府						
税	県	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊(非課税) 10% 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制度に改めた。
	税	特別地方消費税 〔料理飲食等消費税 遊興飲食税〕					

31	32	33~35	36	37	38~40	41	42~43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 <p style="text-align: right;">200円</p>		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">400円</p>	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">600円</p> (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 <p style="text-align: right;">15%</p> 宿泊及び上記以外の飲食 <p style="text-align: right;">10%</p> (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">300円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">150円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">800円以下</p> (基礎控除) 1人1泊 <p style="text-align: right;">500円</p>		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">500円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">250円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,000円以下</p>	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 <p style="text-align: right;">15%</p> 3,000円以下 <p style="text-align: right;">10%</p> (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) <p style="text-align: right;">10%</p> (旅館における基礎控除) <p style="text-align: right;">800円</p>		(免税点) 旅館 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,200円</p> 飲食店等 1人1回 <p style="text-align: right;">600円</p> チケット制食堂 1品 <p style="text-align: right;">300円</p> (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		<p>ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して1/3 交付</p>	<p>ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2 交付</p>		
<p>(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)</p>

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円				ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 7/10 交付
	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）	（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）	・特別地方消費税に名称変更 （税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）	

2	3~8	9	10	11	12~14	15	16~30	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会 での使用 ・ 学生等の利用		ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1 人 1 泊 15,000 円 飲食店等 7,500 円 (3. 7. 1 施行) (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)				特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000 円	税率 1キロリッ トル 8,000 円	
	税	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税 の実施は昭 和 29 年 1 月 1 日か らと延期さ れた。 狩猟者税の 税率が改正 された。	附加価値税 は廃止され た。	大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 24,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超 40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超 60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超 80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超 40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超 60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超 80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54							
<table border="0"> <tr> <td> 自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 </td> <td> トラック 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 39,000円 一般乗合用 14,000円 その他 34,500円 (条例) </td> <td> 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </td> <td> 当該年度 規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック } 1/11の税額を控除 次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除 (特例条例) </td> </tr> </table>	自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円	トラック 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 39,000円 一般乗合用 14,000円 その他 34,500円 (条例)	税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。	当該年度 規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック } 1/11の税額を控除 次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除 (特例条例)		トラック 最大積載量が8トンを超える被けん引車 ・自家用 8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額 ・営業用 7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額	<table border="0"> <tr> <td> 自家用乗用車 普通車 3リットル以下 71,000円 3リットル超 77,000円 6リットル以下 129,000円 6リットル超 25,500円 1リットル超 30,000円 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 34,500円 営業用乗用車 普通車 3リットル以下 24,000円 3リットル超 26,000円 6リットル以下 52,000円 6リットル超 52,000円 </td> <td> トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗合用のもの以外のもの 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 (条例) 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </td> <td> 当該年度 規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック } 1/11の税額を控除 次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除 (特例条例) </td> </tr> </table>	自家用乗用車 普通車 3リットル以下 71,000円 3リットル超 77,000円 6リットル以下 129,000円 6リットル超 25,500円 1リットル超 30,000円 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 34,500円 営業用乗用車 普通車 3リットル以下 24,000円 3リットル超 26,000円 6リットル以下 52,000円 6リットル超 52,000円	トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗合用のもの以外のもの 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 (条例) 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。	当該年度 規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック } 1/11の税額を控除 次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除 (特例条例)
自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円	トラック 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 39,000円 一般乗合用 14,000円 その他 34,500円 (条例)	税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。	当該年度 規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック } 1/11の税額を控除 次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除 (特例条例)							
自家用乗用車 普通車 3リットル以下 71,000円 3リットル超 77,000円 6リットル以下 129,000円 6リットル超 25,500円 1リットル超 30,000円 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 34,500円 営業用乗用車 普通車 3リットル以下 24,000円 3リットル超 26,000円 6リットル以下 52,000円 6リットル超 52,000円	トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗合用のもの以外のもの 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 (条例) 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。	当該年度 規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック } 1/11の税額を控除 次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除 (特例条例)								
税率 1キロリットル 19,500円			税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで) 1キロリットル 24,300円							
	自動車取得税 (税率) 昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。 鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。		狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。 入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。							

55	56	57	58	59	60	61	62	
			超過課税の廃止	<p>普通乗用車</p> <p>トラック</p> <p>4トン超5トン以下</p> <p>3リットル以下 81,500円</p> <p>3リットル超 6リットル以下 88,500円</p> <p>6リットル超 148,500円</p> <p>営業用</p> <p>3リットル以下 25,000円</p> <p>3リットル超 6リットル以下 27,500円</p> <p>6リットル超 54,500円</p> <p>四輪以上の小型自動車</p> <p>1リットル以下 29,500円</p> <p>1リットル超 1.5リットル以下 34,500円</p> <p>1.5リットル超 39,500円</p> <p>営業用</p> <p>1リットル以下 7,500円</p> <p>1リットル超 1.5リットル以下 8,500円</p> <p>1.5リットル超 9,500円</p>	<p>トラック</p> <p>4トン超5トン以下</p> <p>自家用 25,500円</p> <p>営業用 18,500円</p> <p>バス</p> <p>自家用</p> <p>乗車定員40人超50人以下 49,000円</p> <p>営業用</p> <p>一般乗合用</p> <p>乗車定員30人超40人以下 14,500円</p> <p>一般乗合用以外のもの</p> <p>乗車定員40人超50人以下</p> <p>三輪の小型自動車</p> <p>自家用 6,000円</p> <p>営業用 4,500円</p>			
			暫定税率が2年間延長される。		暫定税率が3年間延長される。			
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。			鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。		自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。			

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 自家用 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円	4リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円						
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400円 6リットル超 88,800円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 通常税率の概ね25%軽課 低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 通常税率の概ね13%軽課 ・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課 ・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」 	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>使途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設（2年間）</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長 (ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長 (ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設（平成20年5月1日～平成22年3月31日）</p>	<p>自動車取得税の使途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長 <特例措置> ・低公害車に対する特例措置 ・低燃費車特例措置 ・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置 ・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</p>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 <特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28	29	
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成26年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成27年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を2年延長(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成27年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成28年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成28年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準+20%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成29年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成29年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成30年排出ガス規制達成車両総重量12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+30%達成車かつ30年排出ガス規制50%軽減または17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね75%軽課</p> <p>○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ30年排出ガス規制50%軽減または17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成30年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね15%重課</p>	自動車税
	課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業			軽油引取税
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長</p> <p><特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成31年3月31日まで延長</p> <p><特例措置> ・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成31年3月31日までに取得)</p>	その他

30	
<p>グリーン化税制</p> <p>・ 軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車 かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減 または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 75%軽減 ○平成 32 年度燃費基準+10%達成車 かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減 または 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽減 <p>・ 重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス・トラック <ul style="list-style-type: none"> 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課 ○バス・トラック以外の自動車 <ul style="list-style-type: none"> 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15%重課 	自動車税
<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。 【縮減業種】 電気供給業(対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外) 【廃止業種】 地熱資源開発事業</p>	軽油引取税
<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	その他

2 特例条例に関すること

○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 税 率

平成 27 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 4.0 とする。

（平成 27 年 2 月議会において 5 年間延長）

(2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 4.0 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

(3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

（参 考）

大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

（設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより，広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額

二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額

三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

(2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

(3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～平成 33 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 29 年 2 月議会において 5 年間延長）

(4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策，里山林対策，森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発，森林・林業体験への支援など

(5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 29 年 4 月 1 日）

(参 考)

ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 法定外税に関すること

○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

2 条例の内容

(1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

(2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

(3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

(4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

(5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

(7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

(8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

(9) 税収の使途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

3 条例の施行日及び失効日

(1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 30 年 3 月 20 日）

(2) 失効

施行日から起算して 20 年を経過した日に効力を失う。

（平成 29 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

(参考2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

平成30年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100分の8.5 ②33,000円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
鹿児島						①100分の12 ②22,600円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
島根	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②40,600円/千kW(3ヶ月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW(3ヶ月))	昭和55年4月1日施行
愛媛						①100分の8.5 ②40,000円/千Kw(3ヶ月)(廃止措置計画の認可後は30,000円/千kW(3ヶ月))	昭和54年1月16日施行
佐賀						①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW(3ヶ月))	昭和54年4月1日施行
福井	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は2分の1) ③250円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行
宮城	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	昭和58年6月21日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①44,600 円/kg ②9,000 円/千 kw (3 カ月) ③核燃料価額の 100 分の 13 ④19,400 円/kg ⑤1,300 円/kg (当面の間 8,300 円/kg) ⑥64,000 円/m ³ ⑦1,969,500 円/本	平成 3 年 9 月 28 日施行
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500 円/千 kw (3 ヶ月) ②核燃料価額の 100 分の 8.5 ③60,100 円/kg ④1,500 円/kg ⑤1,594,000 円/m ³ ⑥1,219,000 円/本 ⑦5,100 円/kg ⑧106,000 円/m ³ ⑨5,100 円/m ³	昭和 53 年 10 月 18 日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500 円/k1	【課税免除】 1 揮発油の販売で輸出として行われるもの 2 揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3 揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和 47 年 6 月 1 日

(2) 法定外目的税

平成 30 年 4 月現在

都道府県名	税 目	課 税 客 体	課 税 標 準	納 税 義 務 者	徴収方法	税 率	備 考
三 重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000 円/トン	【免税点】 年間搬入量 1,000 トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成 14 年 4 月 1 日
滋 賀							【免税点】 年間搬入量 500 トン以下の場合 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
岡 山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
広 島	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※申告納付	1,000 円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
鳥 取	産業廃棄物処分場税				特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの (下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
青 森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収 (自社処分は申告納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考	
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年1月1日	
秋田						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成16年1月1日	
奈良					特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日	
山口					特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日	
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)		【施行期日】 平成16年4月1日	
京都							【施行期日】 平成17年4月1日	
宮城							【施行期日】 平成17年4月1日	
熊本							【施行期日】 平成17年4月1日	
島根					産業廃棄物減量税			【施行期日】 平成17年4月1日
福島					産業廃棄物税			
愛知	1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日						
沖縄	1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日						

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
山形	産業廃棄物税					1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税					(自社処分及び設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
大阪		ホテル、旅館、簡易宿所及び特区民泊に係る施設への宿泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊における宿泊者		1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上2万円未満：200円 2万円以上：300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成29年1月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

4 税目別納期限等一覧表

平成 30 年 4 月 1 日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1 月 1 日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超える場合は, 当該事業年度又は計算期間開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から 2 月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から 1 月以内 (4) 地方税法第 53 条第 19 項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4 月 30 日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収 (申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月 10 日まで (源泉徴収選択口座内配当等については, 特別徴収した日の属する年の翌年の 1 月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年 1 月 10 日まで (年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には, 提出等があった日の属する月の翌月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
個人事業税	なし	第 1 期 8 月 15 日から同月 31 日まで 第 2 期 10 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超えるものは, 当該事業年度又は計算期間開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から 2 月以内 ロ 残余財産確定の日から 1 月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間, 国 (税務署) が, 消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ, 国 (税関長) に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条, 第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について, 地方税法第 151 条第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り, 当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車取得税	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については, 登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合, 使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については, 当該事由のあった日から 15 日以内 〔その日前に当該登録等を受けたときは, 当該登録等の日〕	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで 〔元売業者及び特約業者以外の者が, 軽油を輸入する場合は, 輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

5 平成29年度都道府県税決算(見込)額調

(単位：千円，%)

都道府県名	税目	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
		税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	29年度	28年度
北海道		611,748,812	101.5	625,422,427	101.4	614,165,876	101.7	98.2	97.9
青森		184,047,079	129.1	186,395,263	128.3	184,260,899	128.9	98.9	98.4
岩手		130,372,000	98.7	133,054,591	98.4	131,290,045	98.5	98.7	98.6
宮城		313,520,000	100.0	317,888,437	99.8	313,837,139	100.0	98.7	98.5
秋田		89,739,396	99.4	92,034,090	99.5	90,635,763	99.7	98.5	98.3
山形		109,900,000	100.8	113,168,859	102.0	111,756,992	102.2	98.8	98.6
福島		239,956,742	100.8	244,562,911	100.7	240,317,638	100.8	98.3	98.2
茨城		377,493,161	103.1	383,918,057	102.3	377,968,081	102.7	98.5	98.1
栃木		247,500,000	102.1	253,249,548	102.0	248,857,064	102.4	98.3	97.9
群馬		242,159,000	96.9	247,910,293	96.7	243,645,742	96.9	98.3	98.2
埼玉		780,600,000	102.7	802,038,121	101.5	784,504,124	101.9	97.8	97.4
千葉		960,930,000	103.0	992,133,216	103.0	973,004,726	103.4	98.1	97.7
東京都		3,929,621,349	100.5	3,968,441,857	100.3	3,925,495,011	100.5	98.9	98.7
神奈川県		1,266,737,983	103.2	1,290,658,697	102.6	1,272,313,722	102.8	98.6	98.3
新潟		265,518,000	98.3	268,403,672	98.1	265,665,454	98.2	99.0	98.9
富山		137,801,000	99.3	141,794,353	99.5	139,202,294	99.6	98.2	98.0
石川		147,682,000	100.1	152,387,170	99.6	149,821,203	100.0	98.3	97.9
福井		111,262,174	102.1	114,637,417	103.0	113,033,405	103.2	98.6	98.4
山梨		93,967,021	98.9	96,245,284	98.9	94,574,283	99.1	98.3	98.1
長野		231,427,758	100.6	234,591,508	100.4	231,697,281	100.6	98.8	98.6
岐阜		236,900,000	100.6	245,677,317	100.5	240,823,867	100.7	98.0	97.8
静岡		495,600,000	101.5	506,558,307	101.5	498,980,968	101.8	98.5	98.2
愛知		1,183,200,000	94.1	1,208,209,351	94.0	1,192,307,884	94.2	98.7	98.6
三重		240,793,000	99.9	249,837,948	101.4	246,300,072	101.6	98.6	98.4
滋賀		164,650,000	105.5	169,264,179	104.3	165,647,064	104.6	97.9	97.6
京都		288,220,000	100.8	290,940,923	102.7	287,558,539	102.9	98.8	98.6
大阪		1,491,886,000	106.9	1,514,543,494	105.2	1,499,854,889	105.9	99.0	98.4
兵庫県		723,669,976	103.1	735,564,406	102.1	723,876,906	102.3	98.4	98.2
奈良		120,300,000	105.1	123,788,611	104.4	121,032,066	104.8	97.8	97.4
和歌山		92,855,000	102.3	95,445,935	102.4	93,829,268	102.7	98.3	98.0
鳥取		54,225,338	103.0	55,243,171	103.1	54,605,042	103.2	98.8	98.7
島根		67,367,172	99.8	68,297,646	99.8	67,773,644	99.8	99.2	99.1
岡山		238,114,779	102.4	241,809,684	101.2	238,324,974	101.4	98.6	98.3
広島		341,141,000	99.3	351,819,468	99.3	345,965,283	99.4	98.3	98.2
山口		174,921,514	101.5	181,501,001	102.7	179,238,192	102.9	98.8	98.6
徳島		76,100,000	101.5	79,501,335	102.1	78,434,385	102.4	98.7	98.4
香川		122,520,011	100.2	125,531,278	99.9	123,931,423	100.0	98.7	98.6
愛媛		148,000,000	102.6	149,706,046	101.9	148,118,856	102.2	98.9	98.7
高知		64,720,595	99.6	65,613,671	99.3	64,806,700	99.5	98.8	98.6
福岡		643,314,103	102.1	657,257,971	101.8	647,562,557	102.1	98.5	98.2
佐賀		84,956,000	101.3	87,243,565	101.7	86,150,325	101.7	98.7	98.8
長崎		116,562,518	102.7	118,440,743	102.6	116,904,246	102.8	98.7	98.5
熊本		165,497,855	110.5	171,807,017	110.9	169,378,414	111.6	98.6	98.0
大分		124,187,000	100.9	125,936,064	100.7	124,229,769	100.9	98.6	98.4
宮崎		98,310,000	100.6	100,543,768	100.3	99,080,519	100.3	98.5	98.5
鹿児島		148,420,415	101.6	151,393,797	101.2	149,127,230	101.3	98.5	98.4
沖縄		124,579,001	103.0	128,358,877	103.4	126,765,609	103.5	98.8	98.6
合 計		18,302,994,752	101.6	18,658,771,343	101.3	18,396,655,434	101.6	98.6	98.3

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		173,258,653	166,061,355	95.8	2,742,501	2,742,501	100.0	2,779,279	2,779,279	100.0
青森		35,732,052	33,828,916	94.7	456,343	456,343	100.0	407,890	407,890	100.0
岩手		36,704,226	35,503,127	96.7	493,076	493,076	100.0	571,544	571,544	100.0
宮城		83,601,118	80,192,571	95.9	1,534,785	1,534,785	100.0	1,564,051	1,564,051	100.0
秋田		26,466,711	25,345,937	95.8	430,545	430,545	100.0	403,258	403,258	100.0
山形		32,552,588	31,343,154	96.3	579,745	579,745	100.0	592,141	592,141	100.0
福島		63,887,595	60,859,827	95.3	1,271,852	1,271,852	100.0	1,202,570	1,202,570	100.0
茨城		109,431,812	104,981,498	95.9	3,010,666	3,010,666	100.0	2,990,833	2,990,833	100.0
栃木		74,288,861	70,334,766	94.7	2,004,583	2,004,583	100.0	2,129,854	2,129,854	100.0
群馬		70,585,528	66,975,266	94.9	2,033,430	2,033,430	100.0	2,084,671	2,084,671	100.0
埼玉		314,957,959	299,431,117	95.1	9,076,831	9,076,831	100.0	9,935,339	9,935,339	100.0
千葉		282,006,254	266,089,690	94.4	9,028,475	9,028,475	100.0	10,560,185	10,560,185	100.0
東京都		878,448,676	847,566,345	96.5	36,718,659	36,718,663	100.0	36,966,997	36,966,997	100.0
神奈川県		465,085,575	451,366,536	97.1	16,070,986	16,070,986	100.0	17,353,506	17,353,506	100.0
新潟		70,634,695	68,337,577	96.7	1,935,282	1,935,282	100.0	1,860,946	1,860,946	100.0
富山		39,041,113	37,155,898	95.2	1,319,877	1,319,877	100.0	1,340,757	1,340,757	100.0
石川		42,423,066	40,503,368	95.5	1,085,525	1,085,525	100.0	1,557,110	1,557,110	100.0
福井		28,002,310	26,645,662	95.2	901,718	901,718	100.0	942,400	942,400	100.0
山梨		28,906,822	27,733,000	95.9	742,156	742,156	100.0	805,919	805,919	100.0
長野		70,927,306	68,614,542	96.7	1,859,906	1,859,906	100.0	2,020,840	2,020,840	100.0
岐阜		74,104,327	70,705,314	95.4	2,293,649	2,293,649	100.0	2,280,389	2,280,389	100.0
静岡県		146,959,029	140,537,401	95.6	4,458,869	4,458,869	100.0	5,229,235	5,229,235	100.0
愛知		350,876,190	337,714,432	96.2	14,554,928	14,554,928	100.0	14,083,723	14,083,723	100.0
三重		68,420,494	65,558,988	95.8	2,534,298	2,534,298	100.0	2,510,914	2,510,914	100.0
滋賀		53,144,003	50,927,409	95.8	1,550,322	1,550,322	100.0	1,882,539	1,882,539	100.0
京都		95,912,463	93,670,111	97.7	4,427,115	4,427,124	100.0	4,395,487	4,395,487	100.0
大阪		336,491,773	323,802,840	96.2	14,930,971	14,930,971	100.0	15,145,831	15,145,831	100.0
兵庫県		223,980,191	214,274,677	95.7	10,862,764	10,862,764	100.0	10,985,299	10,985,299	100.0
奈良		49,428,877	47,616,919	96.3	2,976,522	2,976,522	100.0	2,977,915	2,977,915	100.0
和歌山		28,960,609	27,952,031	96.5	1,355,039	1,355,039	100.0	1,320,111	1,320,111	100.0
鳥取		16,085,824	15,602,619	97.0	507,642	507,642	100.0	553,379	553,379	100.0
島根		20,051,542	19,654,910	98.0	508,169	508,169	100.0	445,124	445,124	100.0
岡山		64,735,451	62,060,543	95.9	2,469,711	2,469,711	100.0	2,372,776	2,372,776	100.0
広島		108,343,446	104,151,463	96.1	3,315,960	3,315,960	100.0	3,098,394	3,098,394	100.0
山口		45,543,177	43,751,602	96.1	1,460,947	1,460,947	100.0	1,552,259	1,552,259	100.0
徳島		23,042,990	22,249,068	96.6	1,354,664	1,354,664	100.0	1,338,506	1,338,506	100.0
香川		33,312,603	32,089,875	96.3	1,498,724	1,498,724	100.0	1,422,570	1,422,570	100.0
愛媛		41,042,809	39,832,160	97.1	1,326,049	1,326,049	100.0	1,461,153	1,461,153	100.0
高知		20,889,921	20,290,785	97.1	574,094	574,094	100.0	647,762	647,762	100.0
福岡		175,992,440	168,869,932	96.0	4,840,883	4,840,883	100.0	5,133,840	5,133,840	100.0
佐賀		23,841,199	23,150,717	97.1	491,981	491,981	100.0	500,099	500,099	100.0
長崎		38,950,846	37,588,637	96.5	787,338	787,338	100.0	812,715	812,715	100.0
熊本		49,438,294	47,507,279	96.1	1,039,404	1,039,404	100.0	1,181,347	1,181,347	100.0
大分		33,572,266	32,524,535	96.9	644,702	644,702	100.0	741,175	741,175	100.0
宮崎		29,544,066	28,469,627	96.4	510,827	510,827	100.0	595,040	595,040	100.0
鹿児島		44,185,462	42,466,725	96.1	660,629	660,629	100.0	765,876	765,876	100.0
沖縄		38,270,772	36,767,101	96.1	493,181	493,181	100.0	552,078	552,078	100.0
合計		5,162,063,983	4,958,657,852	96.1	175,726,323	175,726,336	100.0	182,055,626	182,055,626	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		19,517,210	19,362,551	99.2	1,944,639	1,944,639	100.0	4,884,380	4,604,844	94.3
青森		3,920,061	3,908,042	99.7	428,747	428,747	100.0	989,736	971,889	98.2
岩手		5,040,972	5,027,648	99.7	349,467	349,467	100.0	1,249,714	1,212,102	97.0
宮城		13,332,427	13,300,946	99.8	669,059	669,059	100.0	3,387,734	3,277,785	96.8
秋田		3,122,945	3,109,253	99.6	329,792	329,792	100.0	799,378	776,492	97.1
山形		4,102,866	4,085,939	99.6	441,442	441,442	100.0	1,105,573	1,073,945	97.1
福島		8,724,787	8,658,020	99.2	605,850	605,850	100.0	2,507,625	2,359,933	94.1
茨城		13,506,353	13,446,465	99.6	1,005,558	1,005,558	100.0	3,254,088	3,119,625	95.9
栃木		11,128,959	11,091,211	99.7	675,789	675,789	100.0	2,097,591	2,046,956	97.6
群馬		11,085,868	11,056,690	99.7	755,229	755,229	100.0	2,002,822	1,932,102	96.5
埼玉		26,070,549	25,956,213	99.6	2,709,933	2,709,933	100.0	13,234,627	12,926,152	97.7
千葉		23,794,827	23,642,746	99.4	2,386,662	2,386,662	100.0	8,200,311	7,935,882	96.8
東京都		225,304,914	223,197,195	99.1	9,083,483	9,083,483	100.0	52,359,075	51,414,883	98.2
神奈川県		42,504,410	42,422,624	99.8	3,389,503	3,389,508	100.0	18,917,111	18,564,069	98.1
新潟		9,063,307	9,047,176	99.8	809,362	809,362	100.0	2,215,413	2,124,032	95.9
富山		4,883,287	4,865,204	99.6	566,631	566,631	100.0	1,275,593	1,192,153	93.5
石川		6,259,801	6,216,268	99.3	524,709	524,709	100.0	1,563,928	1,504,955	96.2
福井		3,681,243	3,660,862	99.4	451,935	451,935	100.0	931,488	900,073	96.6
山梨		4,637,741	4,612,998	99.5	344,582	344,582	100.0	1,015,611	982,689	96.8
長野		8,783,174	8,750,165	99.6	852,319	852,319	100.0	1,904,122	1,837,401	96.5
岐阜		8,277,437	8,184,878	98.9	1,100,858	1,100,858	100.0	2,711,313	2,563,767	94.6
静岡県		17,961,437	17,909,811	99.7	1,818,800	1,818,800	100.0	5,769,546	5,628,639	97.6
愛知県		53,784,172	53,778,973	100.0	4,349,976	4,349,976	100.0	14,038,793	13,680,973	97.5
三重		8,471,944	8,440,638	99.6	1,019,817	1,019,817	100.0	2,330,566	2,298,354	98.6
滋賀		7,259,322	7,224,495	99.5	646,708	646,708	100.0	1,446,341	1,392,147	96.3
京都		11,978,020	11,928,351	99.6	1,211,444	1,211,444	100.0	3,997,952	3,915,045	97.9
大阪		72,244,298	72,596,507	100.5	5,272,984	5,272,984	100.0	15,465,941	15,138,217	97.9
兵庫県		21,723,402	21,638,064	99.6	3,080,568	3,080,568	100.0	7,278,451	7,095,640	97.5
奈良		3,609,870	3,589,852	99.4	795,055	795,055	100.0	1,395,725	1,372,961	98.4
和歌山		3,315,035	3,308,750	99.8	622,948	622,948	100.0	1,035,059	1,029,487	99.5
鳥取		2,051,945	2,049,496	99.9	284,257	284,257	100.0	470,476	457,792	97.3
島根		2,503,603	2,493,999	99.6	362,740	362,740	100.0	699,104	672,702	96.2
岡山		8,725,288	8,688,469	99.6	1,015,982	1,015,982	100.0	1,881,580	1,807,533	96.1
広島		14,151,721	14,093,622	99.6	1,619,484	1,619,484	100.0	4,008,598	3,902,394	97.4
山口		6,449,347	6,439,659	99.8	815,753	815,753	100.0	1,555,799	1,525,146	98.0
徳島		3,406,523	3,388,250	99.5	449,435	449,435	100.0	600,014	582,297	97.0
香川		5,565,009	5,535,503	99.5	653,532	653,532	100.0	898,221	880,439	98.0
愛媛		6,169,180	6,153,577	99.7	751,366	751,366	100.0	1,316,395	1,256,205	95.4
高知		2,327,165	2,321,938	99.8	491,569	491,569	100.0	830,946	820,450	98.7
福岡		25,141,162	24,995,529	99.4	1,902,142	1,902,142	100.0	7,016,148	6,806,368	97.0
佐賀		3,100,530	3,088,622	99.6	324,902	324,902	100.0	933,646	909,850	97.5
長崎		4,523,298	4,510,686	99.7	443,105	443,105	100.0	1,340,705	1,316,634	98.2
熊本		6,618,263	6,602,264	99.8	560,581	560,581	100.0	1,730,024	1,673,766	96.7
大分		4,328,132	4,291,855	99.2	391,335	391,335	100.0	1,054,832	1,020,782	96.8
宮崎		3,394,655	3,373,283	99.4	249,825	249,825	100.0	1,091,914	1,057,644	96.9
鹿児島		5,536,835	5,511,791	99.5	520,429	520,429	100.0	1,331,512	1,292,295	97.1
沖縄		4,831,935	4,816,706	99.7	234,558	234,558	100.0	1,669,576	1,626,995	97.4
合計		765,915,230	762,373,783	99.5	59,314,844	59,314,849	100.0	207,795,098	202,482,484	97.4

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	北	113,457,427	113,062,590	99.7	110,534,230	110,534,230	100.0	21,593,872	21,593,872	100.0
	青森	25,267,650	25,252,795	99.9	60,667,629	60,667,629	100.0	1,702,135	1,702,135	100.0
	岩手	25,644,304	25,617,188	99.9	20,951,286	20,951,286	100.0	96,420	96,420	100.0
	宮城	73,615,581	73,512,119	99.9	52,710,862	52,710,862	100.0	11,259,717	11,259,717	100.0
	秋田	17,016,625	16,994,733	99.9	14,647,959	14,647,959	100.0	1,067,395	1,067,395	100.0
	山形	21,689,648	21,668,873	99.9	19,646,832	19,646,832	100.0	946,312	946,312	100.0
	福島	57,382,080	57,174,628	99.6	38,784,239	38,784,239	100.0	1,539,582	1,539,582	100.0
	茨城	82,539,364	82,340,105	99.8	50,299,479	50,299,479	100.0	15,027,059	15,027,059	100.0
	栃木	55,628,561	55,555,764	99.9	34,062,727	34,062,727	100.0	308,263	308,263	100.0
	群馬	53,220,663	53,014,108	99.6	41,694,600	41,694,600	100.0	179,297	179,297	100.0
	埼玉	136,692,838	136,517,593	99.9	113,737,548	113,737,548	100.0	447,891	447,891	100.0
	千葉	137,805,652	137,540,405	99.8	94,538,512	94,538,512	100.0	268,849,280	268,849,280	100.0
	東京都	1,014,729,186	1,009,548,448	99.5	1,270,890,981	1,270,890,981	100.0	175,136,706	175,136,706	100.0
	神奈川県	254,795,857	255,001,789	99.9	168,086,192	168,086,192	100.0	115,984,753	115,984,753	100.0
	新潟	55,075,686	55,004,693	99.9	45,998,583	45,998,583	100.0	10,045,793	10,045,793	100.0
	富山	28,422,524	28,388,350	99.9	28,559,926	28,559,926	100.0	2,087,480	2,087,480	100.0
	石川	32,930,376	32,837,874	99.7	27,993,831	27,993,831	100.0	2,175,499	2,175,499	100.0
	福井	24,553,711	24,523,151	99.9	19,926,724	19,926,724	100.0	981,699	981,699	100.0
	山梨	22,481,417	22,415,839	99.7	11,197,195	11,197,195	100.0	145,923	145,923	100.0
	長野	49,246,418	49,153,120	99.8	37,308,488	37,308,488	100.0	108,739	108,739	100.0
	岐阜	46,009,395	45,801,225	99.5	46,312,805	46,312,805	100.0	220,239	220,239	100.0
	静岡	119,967,181	119,891,179	99.9	71,701,494	71,701,494	100.0	14,368,489	14,368,489	100.0
	愛知	278,170,470	278,778,616	100.2	155,865,574	155,865,574	100.0	89,721,871	89,721,871	100.0
	三重	53,265,516	53,188,752	99.9	27,183,651	27,183,651	100.0	22,685,892	22,685,892	100.0
	滋賀	41,747,915	41,663,444	99.8	21,188,433	21,188,433	100.0	110,778	110,778	100.0
	京都	68,476,704	68,710,185	100.3	44,250,714	44,250,714	100.0	752,152	752,152	100.0
	大阪	351,778,605	355,922,018	101.2	360,868,076	360,868,076	100.0	150,068,539	150,068,539	100.0
	兵庫	135,787,840	135,536,085	99.8	100,356,593	100,356,593	100.0	86,965,711	86,965,711	100.0
	奈良	18,809,597	18,766,894	99.8	14,883,885	14,883,885	100.0	3,558	3,558	100.0
	和歌山	17,794,739	17,789,719	100.0	14,857,708	14,857,708	100.0	3,798,186	3,798,186	100.0
	鳥取	11,791,023	11,780,345	99.9	8,451,390	8,451,390	100.0	413,311	413,311	100.0
	島根	14,458,013	14,435,764	99.8	11,375,699	11,375,699	100.0	436,586	436,586	100.0
	岡山	46,872,197	46,822,845	99.9	39,029,005	39,029,005	100.0	18,104,449	18,104,449	100.0
	広島	77,884,847	77,753,118	99.8	56,454,812	56,454,812	100.0	9,180,764	9,180,764	100.0
	山口	36,233,517	36,218,193	100.0	28,156,246	28,156,246	100.0	20,672,196	20,672,196	100.0
	徳島	17,054,513	16,949,209	99.4	10,816,623	10,816,623	100.0	1,693,565	1,693,565	100.0
	香川	28,463,162	28,394,239	99.8	22,540,567	22,540,567	100.0	2,951,078	2,951,078	100.0
	愛媛	32,404,066	32,385,740	99.9	23,175,359	23,175,359	100.0	7,684,599	7,684,599	100.0
	高知	12,120,488	12,112,424	99.9	11,631,021	11,631,021	100.0	254,626	254,626	100.0
	福岡	131,720,300	131,343,066	99.7	118,392,610	118,392,610	100.0	55,531,644	55,531,644	100.0
	佐賀	17,098,531	17,066,095	99.8	13,992,118	13,992,118	100.0	1,200,344	1,200,344	100.0
	長崎	22,576,732	22,550,178	99.9	18,765,030	18,765,030	100.0	4,129,758	4,129,758	100.0
	熊本	34,084,622	34,056,976	99.9	29,388,151	29,388,151	100.0	904,172	904,172	100.0
	大分	24,820,716	24,697,667	99.5	20,739,704	20,739,704	100.0	9,626,963	9,626,963	100.0
	宮崎	19,847,559	19,762,826	99.6	16,589,310	16,589,310	100.0	388,864	388,864	100.0
	鹿児島	28,233,442	28,172,684	99.8	26,177,675	26,177,675	100.0	3,599,948	3,599,948	100.0
	沖縄	25,514,772	25,772,751	101.0	22,488,799	22,488,799	100.0	2,252,623	2,252,623	100.0
合計		3,995,182,031	3,991,446,401	99.9	3,597,870,874	3,597,870,874	100.0	1,137,404,720	1,137,404,720	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		15,997,126	15,248,606	95.3	7,295,973	7,295,973	100.0	1,635,401	1,629,958	99.7
青森		2,237,504	2,220,676	99.2	1,646,367	1,646,367	100.0	151,929	151,929	100.0
岩手		2,257,862	2,204,189	97.6	1,446,208	1,446,208	100.0	282,852	282,852	100.0
宮城		7,133,209	6,998,416	98.1	2,841,002	2,841,002	100.0	720,809	720,809	100.0
秋田		1,661,797	1,523,920	91.7	1,117,818	1,117,818	100.0	154,101	154,101	100.0
山形		2,077,136	2,038,265	98.1	1,121,063	1,121,063	100.0	119,353	119,353	100.0
福島		4,421,792	4,235,461	95.8	2,453,724	2,453,724	100.0	633,056	622,384	98.3
茨城		6,873,690	6,716,578	97.7	3,446,229	3,446,229	100.0	2,701,765	2,698,137	99.9
栃木		6,099,833	6,011,464	98.6	2,268,878	2,268,878	100.0	2,305,258	2,305,258	100.0
群馬		5,716,109	5,630,464	98.5	2,219,058	2,219,058	100.0	1,200,473	1,200,473	100.0
埼玉		19,040,053	18,697,591	98.2	7,438,966	7,438,966	100.0	2,180,640	2,180,640	100.0
千葉		18,786,635	18,047,442	96.1	6,497,657	6,497,657	100.0	4,437,363	4,437,363	100.0
東京都		84,492,486	82,895,618	98.1	16,381,578	16,381,511	100.0	631,582	631,582	100.0
神奈川県		31,288,077	29,451,605	94.1	8,875,914	8,875,914	100.0	1,568,411	1,568,411	100.0
新潟		5,466,700	5,329,839	97.5	2,387,617	2,387,617	100.0	548,518	542,909	99.0
富山		2,508,639	2,448,942	97.6	1,114,866	1,114,866	100.0	298,577	298,577	100.0
石川		3,094,589	2,947,775	95.3	1,274,587	1,274,587	100.0	523,391	520,487	99.4
福井		1,807,211	1,756,513	97.2	848,107	848,107	100.0	228,114	228,114	100.0
山梨		2,191,576	1,971,700	90.0	951,386	951,386	100.0	766,251	757,863	98.9
長野		4,873,853	4,741,874	97.3	2,068,461	2,068,461	100.0	855,102	845,777	98.9
岐阜		5,112,222	4,945,892	96.7	1,988,214	1,988,214	100.0	1,738,338	1,736,531	99.9
静岡県		11,505,645	11,267,691	97.9	3,885,290	3,885,290	100.0	2,516,435	2,516,435	100.0
愛知		29,580,295	28,947,496	97.9	8,016,111	8,016,111	100.0	1,491,488	1,491,488	100.0
三重		4,281,176	4,180,309	97.6	1,953,285	1,953,285	100.0	1,710,936	1,710,936	100.0
滋賀		4,151,794	3,609,218	86.9	1,443,524	1,443,524	100.0	1,027,773	1,020,479	99.3
京都		8,825,069	8,326,499	94.4	2,532,586	2,532,586	100.0	754,723	754,723	100.0
大阪		39,986,932	36,388,004	91.0	11,365,441	11,365,440	100.0	1,429,998	1,424,627	99.6
兵庫県		17,465,469	17,020,259	97.5	5,320,661	5,320,661	100.0	3,583,446	3,583,446	100.0
奈良		2,471,473	2,273,138	92.0	1,161,873	1,161,873	100.0	858,691	858,691	100.0
和歌山		2,269,634	2,160,012	95.2	1,066,794	1,066,794	100.0	334,224	334,224	100.0
鳥取		1,127,012	1,061,977	94.2	597,274	597,274	100.0	92,777	92,678	99.9
島根		1,405,374	1,384,468	98.5	651,565	651,565	100.0	121,468	120,904	99.5
岡山		5,268,732	5,181,133	98.3	2,014,306	2,014,306	100.0	674,965	674,965	100.0
広島		8,216,811	7,619,699	92.7	2,901,415	2,901,415	100.0	717,580	717,580	100.0
山口		2,860,785	2,824,646	98.7	1,450,230	1,450,230	100.0	499,999	499,999	100.0
徳島		1,794,238	1,750,271	97.5	802,453	802,453	100.0	249,815	249,815	100.0
香川		2,580,368	2,522,641	97.8	1,063,400	1,063,400	100.0	346,977	346,977	100.0
愛媛		3,633,232	3,546,494	97.6	1,433,659	1,433,659	100.0	336,288	336,288	100.0
高知		1,186,056	1,168,847	98.5	824,191	824,191	100.0	238,876	238,876	100.0
福岡		17,378,387	16,845,126	96.9	6,122,683	6,122,683	100.0	1,023,067	1,016,149	99.3
佐賀		1,775,300	1,737,718	97.9	1,004,318	1,004,318	100.0	284,978	284,978	100.0
長崎		2,444,794	2,394,656	97.9	1,529,916	1,529,916	100.0	294,573	294,573	100.0
熊本		4,486,461	4,309,310	96.1	2,022,678	2,022,678	100.0	570,942	567,784	99.4
大分		2,729,541	2,689,209	98.5	1,297,153	1,297,153	100.0	342,031	342,031	100.0
宮崎		2,342,744	2,318,079	98.9	1,255,595	1,255,595	100.0	424,400	424,400	100.0
鹿児島		4,192,530	4,014,836	95.8	1,778,584	1,778,584	100.0	398,184	397,802	99.9
沖縄		5,046,945	4,942,337	97.9	1,769,525	1,769,524	100.0	793,203	793,203	100.0
合計		422,144,895	406,546,904	96.3	140,948,182	140,948,113	100.0	44,799,122	44,727,559	99.8

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	自動車税			鉱区税			固定資産税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		77,869,902	76,672,661	98.5	32,096	31,220	97.3	745,188	745,188	100.0
青森		16,745,805	16,618,265	99.2	3,030	3,030	100.0	114,579	114,579	100.0
岩手		17,871,348	17,773,236	99.5	17,679	17,379	98.3	0	0	0.0
宮城		33,410,416	33,147,447	99.2	2,835	2,835	100.0	0	0	0.0
秋田		13,739,512	13,661,365	99.4	15,806	14,984	94.8	0	0	0.0
山形		16,127,808	16,037,602	99.4	3,258	3,258	100.0	0	0	0.0
福島		31,168,223	30,649,541	98.3	10,834	10,608	97.9	2,474,551	2,474,551	100.0
茨城		51,171,639	50,303,894	98.3	4,279	3,961	92.6	0	0	0.0
栃木		35,220,282	35,037,627	99.5	7,446	7,292	97.9	0	0	0.0
群馬		34,448,390	34,186,199	99.2	1,739	1,739	100.0	0	0	0.0
埼玉		86,045,689	85,208,978	99.0	4,915	4,915	100.0	0	0	0.0
千葉		76,013,514	74,546,716	98.1	41,888	41,888	100.0	0	0	0.0
東京都		105,508,436	104,604,230	99.1	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0
神奈川県		92,365,208	91,497,777	99.1	1	1	100.0	0	0	0.0
新潟		31,798,304	31,731,803	99.8	48,319	48,275	99.9	0	0	0.0
富山		17,093,466	16,980,706	99.3	1,292	595	46.1	0	0	0.0
石川		17,803,776	17,550,963	98.6	491	491	100.0	0	0	0.0
福井		12,139,649	12,025,806	99.1	2,086	2,086	100.0	0	0	0.0
山梨		12,992,575	12,846,903	98.9	244	244	100.0	523,455	523,455	100.0
長野		32,051,343	31,806,817	99.2	2,691	2,691	100.0	0	0	0.0
岐阜		32,305,310	31,730,377	98.2	19,835	15,709	79.2	0	0	0.0
静岡県		54,555,061	53,991,133	99.0	3,929	3,929	100.0	0	0	0.0
愛知		116,058,897	114,983,933	99.1	2,792	2,792	100.0	572,484	572,484	100.0
三重		27,568,688	27,401,885	99.4	3,003	3,003	100.0	0	0	0.0
滋賀		18,164,433	17,933,725	98.7	7,164	7,164	100.0	0	0	0.0
京都		25,536,921	25,039,711	98.1	551	473	85.8	0	0	0.0
大阪		78,968,762	77,787,969	98.5	40	40	100.0	0	0	0.0
兵庫県		62,136,061	61,221,317	98.5	10,625	10,625	100.0	0	0	0.0
奈良		15,511,062	15,190,005	97.9	802	802	100.0	0	0	0.0
和歌山		11,173,381	11,112,167	99.5	91	91	100.0	0	0	0.0
鳥取		6,985,993	6,961,012	99.6	734	734	100.0	0	0	0.0
島根		8,112,806	8,065,331	99.4	1,158	1,158	100.0	0	0	0.0
岡山		25,727,753	25,533,286	99.2	10,789	10,723	99.4	0	0	0.0
広島		33,404,197	33,165,336	99.3	4,440	4,440	100.0	0	0	0.0
山口		17,819,656	17,744,895	99.6	9,139	9,139	100.0	0	0	0.0
徳島		10,223,697	10,139,292	99.2	1,291	1,291	100.0	0	0	0.0
香川		13,230,035	13,049,801	98.6	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛		15,790,469	15,595,252	98.8	3,680	3,213	87.3	0	0	0.0
高知		7,911,457	7,781,909	98.4	6,849	6,849	100.0	0	0	0.0
福岡		59,705,170	59,159,528	99.1	7,798	5,134	65.8	0	0	0.0
佐賀		10,300,698	10,249,777	99.5	231	231	100.0	0	0	0.0
長崎		12,924,444	12,863,531	99.5	3,766	3,766	100.0	0	0	0.0
熊本		21,908,244	21,729,893	99.2	9,082	8,642	95.2	0	0	0.0
大分		14,292,628	14,177,538	99.2	10,843	10,774	99.4	0	0	0.0
宮崎		13,224,414	13,162,080	99.5	6,030	6,030	100.0	0	0	0.0
鹿児島		18,010,627	17,770,783	98.7	11,242	8,291	73.8	0	0	0.0
沖縄		14,184,746	14,034,428	98.9	8,051	7,572	94.1	0	0	0.0
合計		1,557,320,894	1,540,464,430	98.9	347,015	332,238	95.7	4,430,257	4,430,257	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法定外普通税			自動車取得税			軽油引取税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		899,960	899,960	100.0	9,138,854	9,137,914	100.0	60,254,856	58,978,489	97.9
青森		20,044,026	20,044,026	100.0	2,046,677	2,046,677	100.0	13,738,985	13,696,846	99.7
岩手		0	0	0.0	2,047,409	2,047,409	100.0	17,937,491	17,604,181	98.1
宮城		0	0	0.0	3,597,175	3,597,111	100.0	28,050,927	28,050,927	100.0
秋田		0	0	0.0	1,722,961	1,722,961	100.0	9,124,444	9,124,444	100.0
山形		0	0	0.0	1,835,604	1,835,604	100.0	10,073,518	10,069,492	100.0
福島		0	0	0.0	3,155,129	3,155,101	100.0	23,846,815	23,767,160	99.7
茨城		1,205,898	1,205,898	100.0	4,853,120	4,853,120	100.0	32,550,191	32,474,636	99.8
栃木		0	0	0.0	3,140,960	3,140,960	100.0	21,855,595	21,849,719	99.9
群馬		0	0	0.0	3,719,062	3,719,062	100.0	16,941,778	16,941,778	100.0
埼玉		0	0	0.0	10,291,712	10,291,712	100.0	50,150,966	49,921,040	99.5
千葉		0	0	0.0	8,836,480	8,821,060	99.8	40,315,525	40,006,983	99.2
東京都		0	0	0.0	17,317,172	17,317,708	100.0	42,105,032	40,773,940	96.8
神奈川県		0	0	0.0	12,389,978	12,392,118	99.9	41,966,670	40,271,389	96.0
新潟		3,209,844	3,209,844	100.0	3,580,217	3,580,217	100.0	23,569,594	23,516,014	99.8
富山		0	0	0.0	1,753,295	1,753,295	100.0	11,520,819	11,122,826	96.5
石川		770,452	770,452	100.0	2,036,046	2,036,480	100.0	10,357,780	10,308,616	99.5
福井		9,882,206	9,882,206	100.0	1,377,317	1,377,317	100.0	7,967,361	7,966,894	100.0
山梨		0	0	0.0	1,362,137	1,362,137	100.0	7,165,582	7,165,582	100.0
長野		0	0	0.0	3,826,927	3,826,927	100.0	17,877,688	17,875,083	99.9
岐阜		0	0	0.0	3,786,681	3,786,649	100.0	17,313,744	17,121,877	98.9
静岡県		1,240,416	1,240,416	100.0	6,353,807	6,353,807	100.0	38,135,962	38,135,962	100.0
愛知		0	0	0.0	15,813,278	15,813,007	100.0	60,679,911	59,408,809	97.9
三重		0	0	0.0	3,492,522	3,492,522	100.0	21,924,225	21,655,807	98.8
滋賀		0	0	0.0	2,267,530	2,267,274	100.0	13,187,534	12,741,339	96.6
京都		0	0	0.0	3,733,172	3,733,104	100.0	14,041,360	13,800,280	98.3
大阪		0	0	0.0	11,079,574	11,078,627	100.0	48,052,046	47,262,054	98.4
兵庫県		0	0	0.0	7,888,506	7,888,506	100.0	38,101,317	37,999,259	99.7
奈良		0	0	0.0	1,797,098	1,797,098	100.0	6,955,625	6,615,915	95.1
和歌山		0	0	0.0	1,400,681	1,400,681	100.0	6,125,254	5,704,878	93.1
鳥取		0	0	0.0	855,021	855,021	100.0	4,959,799	4,920,801	99.2
島根		704,694	704,694	100.0	1,009,366	1,009,366	100.0	5,146,834	5,146,834	100.0
岡山		0	0	0.0	2,934,998	2,934,998	100.0	19,422,780	19,091,485	98.3
広島		0	0	0.0	4,145,231	4,145,231	100.0	23,836,777	23,308,609	97.8
山口		0	0	0.0	2,149,942	2,149,942	100.0	14,037,854	13,733,185	97.8
徳島		0	0	0.0	978,766	978,766	100.0	5,679,810	5,676,860	99.9
香川		0	0	0.0	1,348,063	1,348,063	100.0	9,651,732	9,628,777	99.8
愛媛		920,600	920,600	100.0	1,632,214	1,632,214	100.0	10,363,100	10,363,100	100.0
高知		0	0	0.0	865,277	865,277	100.0	4,790,821	4,753,530	99.2
福岡		0	0	0.0	7,227,902	7,227,902	100.0	39,920,540	39,168,773	98.1
佐賀		1,765,664	1,765,664	100.0	1,063,958	1,063,958	100.0	9,452,622	9,206,507	97.4
長崎		0	0	0.0	1,379,571	1,379,571	100.0	7,449,296	7,449,296	100.0
熊本		0	0	0.0	2,460,775	2,460,743	100.0	15,275,975	15,241,940	99.8
大分		0	0	0.0	1,527,438	1,527,438	100.0	9,196,472	9,186,875	99.9
宮崎		0	0	0.0	1,358,818	1,358,818	100.0	9,422,653	9,261,217	98.3
鹿児島		1,219,020	1,219,020	100.0	1,828,184	1,828,184	100.0	12,760,485	12,759,654	100.0
沖縄		1,021,017	1,021,017	100.0	1,287,973	1,287,973	100.0	7,904,177	7,869,817	99.6
合計		42,883,797	42,883,797	100.0	189,694,579	189,679,631	100.0	961,160,323	948,699,480	98.7

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	狩 猟 税			法 定 外 目 的 税			旧 法 に よ る 税		
		調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
北海道		51,596	51,596	100.0	788,568	788,050	99.9	716	400	55.9
青森		4,812	4,812	100.0	89,306	89,306	100.0	0	0	0.0
岩手		13,518	13,518	100.0	79,215	79,215	100.0	0	0	0.0
宮城		13,818	13,818	100.0	442,759	442,759	100.0	153	120	78.4
秋田		3,938	3,938	100.0	206,511	206,511	100.0	2,594	359	13.8
山形		5,230	5,230	100.0	148,742	148,742	100.0	0	0	0.0
福島		16,262	16,262	100.0	476,345	476,345	100.0	0	0	0.0
茨城		43,499	43,499	100.0	0	0	0.0	2,535	841	33.2
栃木		25,953	25,953	100.0	0	0	0.0	155	0	0.0
群馬		21,576	21,576	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉		21,665	21,665	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
千葉		33,429	33,429	100.0	0	0	0.0	567	351	61.9
東京都		4,006	4,006	100.0	2,360,595	2,360,596	100.0	174	0	0.0
神奈川県		16,462	16,462	100.0	0	0	0.0	75	75	100.0
新潟		12,684	12,684	100.0	142,808	142,808	100.0	0	0	0.0
富山		6,212	6,212	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川		12,213	12,213	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井		12,138	12,138	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨		14,712	14,712	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野		24,131	24,131	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
岐阜		19,863	19,863	100.0	12,254	12,254	100.0	70,444	3,377	4.8
静岡県		42,278	42,278	100.0	0	0	0.0	85,404	110	0.1
愛知県		13,369	13,369	100.0	529,328	529,328	100.0	5,701	1	0.0
三重		23,720	23,720	100.0	457,301	457,301	100.0	0	0	0.0
滋賀		13,171	13,171	100.0	24,588	24,588	100.0	307	307	100.0
京都		19,750	19,750	100.0	90,713	90,713	100.0	4,027	87	2.2
大阪		7,819	7,819	100.0	771,003	770,996	100.0	614,861	23,330	3.8
兵庫県		37,432	37,432	100.0	0	0	0.0	70	0	0.0
奈良		11,605	11,605	100.0	138,721	138,721	100.0	657	657	100.0
和歌山		16,442	16,442	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取		6,458	6,458	100.0	8,856	8,856	100.0	0	0	0.0
島根		12,831	12,831	100.0	290,970	290,800	99.9	0	0	0.0
岡山		19,177	19,177	100.0	529,745	493,588	93.2	0	0	0.0
広島		25,293	25,293	100.0	509,698	507,669	99.6	0	0	0.0
山口		13,547	13,547	100.0	220,608	220,608	100.0	0	0	0.0
徳島		13,927	13,927	100.0	0	0	0.0	505	93	18.4
香川		5,225	5,225	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛		26,601	26,601	100.0	235,227	235,227	100.0	0	0	0.0
高知		22,552	22,552	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡		19,485	19,485	100.0	181,770	181,763	100.0	0	0	0.0
佐賀		9,595	9,595	100.0	102,551	102,551	100.0	300	300	100.0
長崎		9,062	9,062	100.0	75,794	75,794	100.0	0	0	0.0
熊本		21,235	21,235	100.0	102,250	102,250	100.0	4,519	0	0.0
大分		24,951	24,951	100.0	595,182	295,082	49.6	0	0	0.0
宮崎		26,368	26,368	100.0	270,686	270,686	100.0	0	0	0.0
鹿児島		26,607	26,607	100.0	155,411	155,411	100.0	1,115	7	0.6
沖縄		2,089	2,089	100.0	32,631	32,631	100.0	226	226	100.0
合 計		848,305	848,305	100.0	10,070,136	9,731,149	96.6	795,105	30,641	3.9

6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4

平成 30 年 10 月発行

広島県税務統計要覧

(平成 30 年度版) 第 62 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321
